

藤沢市旅館業法施行条例の一部改正について  
藤沢市旅館業法施行条例の一部を次のように改める。

2018年（平成30年）6月4日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

藤沢市旅館業法施行条例（平成24年藤沢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「ホテル」を「旅館・ホテル」に改め、同条中「第1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第7条を削る。

第8条中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第8条とする。

別表第1第1項中「営業施設」を「旅館業の施設」に、「1日1回以上」を「定期的に」に改め、同表第2項第1号中「ホテル及び旅館」を「旅館・ホテル」に、「洋室は4.00平方メートルにつき1人、和室は3.30平方メートル」を「3.30平方メートル（寝台を置く客室にあつては、4.00平方メートル）」に改め、同号ただし書中「洋室、和室いずれにあつても」を削り、同表第4項中「、しばしば消毒を行い」を削り、同表第5項中「に水道水（水道法（昭和32年法律第177号）に規定する給水装置により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合」を削り、同表第7項中「営業施設」を「旅館業の施設」に改め、同表第8項第1号中「水道水以外の水を使用した」を削り、同項第3号中「上り用水が水道水以外の場合は」を「上り用水について」に改め、同号に次のただし書き

を加える。

ただし、原湯、原水、上り用湯及び上り用水が水道法（昭和32年法律第177号）に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道又は貯水槽水道から供給される水を使用するものである場合は、この限りでない。

別表第1第9項中「(9)」を「(1)」に改める。

別表第2を削る。

別表第3中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同表第3項第3号を削り、同項第4号中「和式の」を削り、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同表第5項中「洗面所には、流水式洗面設備」を「流水受槽式の洗面設備」に改め、同表第9項第1号イ中「不浸透性材料」を「耐水性材料」に改め、同表第10項中「(2)」を「(3)」に改め、同表に次の1項を加える。

#### 1 1 標識の掲示

公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び法第3条第1項の許可に係る許可番号並びに旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合にあつては、当該施設の営業者等と常時連絡のとれる連絡先を記載した標識を設けること。

別表第3を別表第2とする。

別表第4中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、同表第4項に次のただし書を加える。

ただし、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備、宿泊者名簿の正確な記載を確保する設備、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを確保する設備及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えている場合にあつては、この限りでない。

別表第4第5項中「洗面所には、流水式洗面設備」を「流水受槽式の洗面設備」に改め、同表第9項第1号イ中「不浸透性材料」を「耐水性材料」に改め、同表第10項中「(2)」を「(3)」に改め、同表に次の1項を加える。

#### 1 1 標識の掲示

公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び法第3条第1項の許可に係る許可番号並びに旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合にあつては、当該施設の営業者等と常時連絡のとれる連絡先を記載した標識を設けること。

別表第4を別表第3とする。

別表第5中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同表第2項第1号中「構造設備であり、その面積は、その客室の床面積の7分の1以上」を「構造設備」に改め、同表第3項に次のただし書を加える。

ただし、事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備、宿泊者名簿の正確な記載を確保する設備、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡しを確保する設備及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えている場合にあっては、この限りでない。

別表第5第4項中「洗面所には、流水式洗面設備」を「流水受槽式の洗面設備」に改め、同表第7項第1号イ中「不浸透性材料」を「耐水性材料」に改め、同表第8項中「(2)」を「(3)」に改め、同表に次の1項を加える。

#### 9 標識の掲示

公衆の見やすい場所に、旅館業の施設の名称及び法第3条第1項の許可に係る許可番号並びに旅館業の施設に人を宿泊させる間当該施設に営業者等が常駐しない場合にあっては、当該施設の営業者等と常時連絡のとれる連絡先を記載した標識を設けること。

別表第5を別表第4とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定（同表に1項を加える部分に限る。）、別表第4の改正規定（同表に1項を加える部分に限る。）及び別表第5の改正規定（同表に1項を加える部分に限る。）は、平成30年7月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、旅館業法の一部が改正されたことにより旅館営業及びホテル営業の営業種別が統合され、旅館業法施行令等に定める構造設備の基準が改正されたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。